### 1 電気通信利用環境の整備

## (1)プロバイダ等の責任ルールの整備

- インターネット等における情報流通の適正化のために

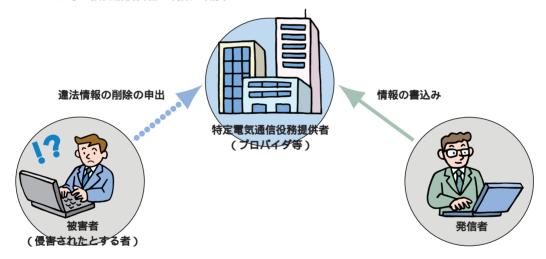
インターネットの発展に伴い、ウェブページや電 子掲示板等における他人を誹謗中傷する情報、知的 財産権を侵害する情報等の違法・有害情報の流通が 社会問題化している。総務省は、これまで、「電気 通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究 会」(平成9年)を開催するなど、インターネット上 の違法・有害情報対策の在り方についての検討を継 続的に行ってきている。

また、(社)テレコムサービス協会による自主規 制ガイドライン(平成10年2月)及びモデル契約約 款(平成12年1月)の策定・周知の支援、違法・有 害情報を利用者側の設定でブロックするためのフィ

ルタリング技術に関する研究開発(平成8年度から 12年度)や、利用者に対するパンフレットの配布等 による情報提供(平成9年度から毎年実施)等の各 種施策を実施してきた。

さらに、総務省では、平成12年5月から「インタ ーネット上の情報流通の適正確保に関する研究会」 を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。この 提言及びその後の意見募集の結果等を踏まえて、イ ンターネットのウェブページや電子掲示板等(特定 電気通信)への情報掲載による他人の権利の侵害に、 プロバイダ等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責 任を明確化するための必要なルール整備について具

図表 プロバイダ等の損害賠償責任の制限の概要



### 被害者 (侵害されたとする者) に対する責任

送信防止措置を講ずることが技術的に可 能な場合であり、かつ、以下の 、 の いずれかの場合でなければ、責任なし

他人の権利が侵害されていることを知 っていたとき

違法情報の存在を知っており、他人の 権利が侵害されていることを知ること ができたと認めるに足りる相当の理由 があるとき

# プロバイダ等 による対応 削除せず 削除

### 発信者に対する責任

講じた送信防止措置が必要な限度のも のであって、以下の 、 の場合は、 いずれも責任なし

他人の権利が侵害されていると信じ るに足りる相当の理由があったとき

権利を侵害されたとする者から違法 情報の削除の申出があったことを発 信者に連絡し、7日以内に反論がない 場合

体的な方策を検討し、第153回臨時国会に「特定電 (特定電気通信による情報の流通により自己の権利 気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者 情報の開示に関する法律案(通称:プロバイダ責任 制限法)」を提出した。同法案は、全会一致で可 決・成立し、平成13年11月に公布、14年5月に施行 された。

プロバイダ責任制限法では、 プロバイダ等の損 害賠償責任の制限(特定電気通信による情報の流通 による他人の権利の侵害に関して、関係するプロバ イダ等がその情報の送信防止措置を講じたこと等に ついて損害賠償の責めに任じない場合を明確化する ための規定、図表) 発信者情報の開示請求

を侵害されたとする者が、関係するプロバイダ等に 対し、当該プロバイダ等が保有する発信者情報の開 示を請求できることとするための規定、図表 )の 2つの点について規定している。これにより、イン ターネット等による他人の権利を侵害する情報の流 通に対して、プロバイダ等が送信防止措置を講じる ことの可否の判断をより迅速かつ適切に行うことが 可能となり、自主的対応が促進されること等から、 インターネット等における情報の流通がより適正に なされることが期待される。

図表 発信者情報開示の概要

### 開示の請求

### (開示の要件)

請求をする者の権利が侵害 されたことが明らかである

損害賠償請求権の行使のた めに必要である場合その他 開示を受けるべき正当な理 由があること



特定電気通信役務提供者 (プロバイダ等)

> 開示に応じないことによる 損害は、故意又は重過失が なければ、免責

(発信者の意思の確認)

### 開示しない場合



••••••

(開示請求の訴え)

裁判所



272

### 1 電気通信利用環境の整備

## (2)携帯電話等への迷惑メール対策

### - 健全な情報流通のために

利用者の同意を得ずに広告、宣伝、勧誘等を目的とした電子メールが送りつけられる、いわゆる迷惑メールが社会事象として問題になっている。特に、携帯電話端末等でのインターネット接続の増加に伴い、携帯電話等での迷惑メールが大きな社会問題となってきていることから、総務省ではこの問題に対処するため、平成13年4月に携帯電話・PHS事業者に対し、問題の現状及び対策について報告するよう要請し、同年5月に各事業者からの報告結果を取りまとめて公表した。その後、各事業者において、これまでに一定通数までの受信料の無料化、メールアドレスの初期設定の英数字化、メール指定受信・指定拒否機能の設定数の拡大など、様々な対応が行われてきている(図表)。

また、平成13年11月から、学識経験者、関係事業者、消費者団体等の関係者を構成員とした「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」を開催し、迷惑メールの流通を抑制・防止するために必要な技術的・制度的方策等についての検討を行い、平成14年1月に取りまとめを公表した。この中では、正確な連絡先等の表示義務、拒否の意思表示をした者への送信の禁止(オプトアウト)等の発信者への義務付け等を制度的に導入することが必要であるとしたほか、利用者への情報の提供、電気通信事業者によ

る技術開発・導入の促進、受信者が設定・選択した 条件による多様なフィルタリング機能の提供、受信 者からの求めに応じたヘッダ情報の開示などの必要 性についての提言がなされた。

その後、第154回通常国会に、議員提出法案として「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案(通称:特定電子メール法)」が提出、可決された。特定電子メール法は、氏名等の表示義務、拒否の意思表示をした者への送信の禁止(オプトアウト) 架空電子メールアドレスによる送信の禁止等の送信者への義務付けとそれらの義務に違反した場合の総務大臣による措置命令や、電気通信事業者による情報の提供・技術の開発の努力義務等について規定しており、公布の日から6か月以内に施行されることとなっている。

また、第154回通常国会では、迷惑メールの問題 に関連して、「特定商取引に関する法律の一部を改 正する法律案」も提出、可決されている。

今後、特定電子メール法などの円滑かつ適切な施行、それに併せた関係者による必要な技術的対応方策の実施等により、迷惑メール問題に対して適切な対応が講じられ、迷惑メール問題が改善されることが期待される。

図表 携帯電話・PHS事業者における最近の対応状況

	対 応 策	実施時期	事業者
1	既存の迷惑メール対策の利用者への周知徹底	(引き続き)	各事業者
2	初期設定アドレスを、現行の電話番号から英数字等の組合せに変更	01/7/9 <b>実施</b>	
3	メール受信時の通信料金の工夫(毎月最大400パケット(120円相当)の無料化)	01/8/1 <b>実施</b>	
4	特定のアドレスからの指定受信・指定拒否の件数の上限を5件から10件に拡大	01/6/11 <b>実施</b>	NTT <b>FJ E</b>
5	特定のドメイン名からの電子メールのみを受信するドメイン指定受信機能の提供	02/1/10 <b>実施</b>	(携帯電話)
6	送信元ドメインを携帯電話会社のドメインになりすました迷惑メールを選択的に受信 拒否できるようドメイン指定受信機能の変更	02/4/15 <b>実施</b>	
7	電話番号アドレスでの受信を拒否する機能を追加する(現在は独自のアドレスに変更 しても電話番号アドレスでの受信も許容)とともに、初期設定アドレスを現行の電話 番号から英数字等の組合せに変更	01/9/28 <b>実施</b>	NTT <b>FJE</b> (PHS)
8	特定のアドレス・ドメイン名からの受信可否設定の件数の上限を10件から20件に拡大	01/12/2-17 <b>実施</b>	ジェイフォン
9	指定したアドレス・ドメインからのメールのみ受信できる指定受信機能を追加	02/4/18 <b>実施</b>	au ツーカー
10	自社ウェブページから携帯電話あてにメール送信できる送信フォームのサービス停止	01/8/20実施	ジェイフォン
10	日社フェンハーションの政権电脑のでにケール医信できる医信フォームのリーと大停止	01/8/31 <b>実施</b>	au
11	ショートメッセージでのインターネットからのメール受信機能の取扱停止	01/12/20実施	au
12	設備に過度の負担をかけるような送信方法(電話番号アドレスにあて大量かつランダムに送信すること)でメールを送信した者に対する送信禁止の仮処分申立(認容)	01/10/29決定	NTT <b>ドコモ</b> (携帯電話)
13	一通信で多数の利用者にあてられ、かつ、あて先不明率が高いメールについて、配信 を行わないことができるようにするための契約約款の改正及びそれに基づく措置の実施	01/11~02/1 <b>改正</b>	NTT <b>ドコモ</b> au <b>ジェイフォン</b>

### 1 電気通信利用環境の整備

## (3)個人情報の保護

- 個人情報の漏えいを防ぐために

ITの発展により電子化された情報をネットワーク を介して大量かつ迅速に処理することが可能となっ た。その一方で個人の情報が漏えいする事例も発生 しており、個人情報保護の必要性が一層高まってき ている(図表)。また、ネットワーク社会におけ る電子商取引の発展等を促進するためには、情報の 自由な流通が不可欠であり、利用面の有用性にも配 慮した個人情報保護の在り方が強く求められるよう になっている。

(財)日本データ通信協会では、平成10年から協 会内に「個人情報保護登録センター」を設置してお り、ガイドラインの遵守など適正な個人情報保護を 講じている事業者の登録、個人情報保護マーク(図 表 ) の付与等を行っている。平成14年4月現在29 事業者が登録されている。

また、同協会は、平成13年8月にシンガポールの コマース・トラスト社 (シンガポールの電子商取引 企業の業界団体により設立され、個人情報保護のマ ーク制度を運用)と覚書を締結し、各々の個人情報 保護マークの相互承認を目指した協議を開始するこ とを確認している。これについては平成14年1月に 結ばれた「新たな時代における経済上の連携に関す る日本国とシンガポール共和国との間の協定」(日 本とシンガポールとの間の貿易及び投資の自由化・ 円滑化、金融・情報通信等の幅広い分野での経済連 携を強化するための法的枠組について定めるもの) の政治宣言においても言及されている。

個人情報保護については、諸外国においても法整 備が進められてきている(図表)

我が国における電気通信分野の個人情報について

は、郵政省(現総務省)が策定した「電気通信事業 における個人情報保護に関するガイドライン」に基 づき、電気通信事業者等が自主的にその保護に努め てきた。しかしながら、電気通信事業者の保有する 顧客情報等の漏えいに関する報道等がみられ、自主 的な取組の限界も指摘されている。

こうした中、我が国では、平成11年7月以来、高 度情報通信社会推進本部及び同本部改組後の情報通 信技術 (IT) 戦略本部の下、有識者からなる検討の 場において、個人情報保護に関する基本法制の在り 方を中心に、専門的かつ広範な調査審議が重ねられ、 その結果、平成12年10月に、内閣総理大臣に対し 「個人情報保護基本法制に関する大綱」が提出され た。これを受けて、政府においては「個人情報の保 護に関する法律案」を取りまとめ、第151回通常国 会に提出したところである。

総務省においては、電気通信分野における個人情 報保護法制の在り方について検討するため、平成11 年9月から「電気通信分野における個人情報保護法 制の在り方に関する研究会」を開催し、平成12年12 月にその最終報告書が取りまとめられた。本報告書 では、電気通信分野における個人情報保護に関する 整備の要否や内容等について検討し、その検討の必 要性を確認するとともに、現時点での方向性として、

電気通信事業者に対する規制、 個人(行為者) に対する規制、の2点を挙げている。今後、総務省 では、「基本法」の動向を勘案しつつ、引き続き、 電気通信分野における個人情報の保護のために必要 な措置について検討を深めていくこととしている。

### 図表 電気通信分野における最近の主な個人情報漏えい事例

日時	概要
平成12年10月	大手電気通信事業者の代理店から約3万人分の顧客情報が流出している旨の報道がなされた。更に同年11月には、同社が顧客情報を代理店に提供していた旨の報道がなされた
同年5月	大手電気通信事業者の元社員で、その関連会社に勤務する者が、平成11年5月頃から 7月頃までの間、顧客情報を漏えいした見返りの謝礼として、現金30万円を受け取っ ていたとの収賄罪の容疑により逮捕

### 図表 個人情報保護マーク



### 図表 諸外国等における法整備の現状

国名	規定	内容
米国	電気通信法 (1996年)	電気通信事業者の守秘義務、サービスの提供上知り得た情報の利用制限、顧客のアクセス権、集計顧客情報の取扱、加入者リスト情報の取扱等について規定
EU	電気通信個人データ 保護指令 (1997年)	EU「個人データ保護指令」を具体化し補完するものとして、通信の秘密の保護、トラヒック・データ及び課金データの取扱、通話明細、電話番号情報等の取扱について規定(現在、望まない電子メールの規制や位置情報の保護を盛り込んだ同指令の改定案を審議中)
英国	電気通信(データ保護及びプ ライバシー)規則(1999年)	トラヒック・データ及び課金データの取扱、電話番号情報の取扱、通話明細、発信電話番号通知サービスの提供のための条件等について規定
ドイツ	電気通信事業者データ保護 令(TDSV) 1996年)	通信履歴の収集・処理・利用制限、発信電話番号通知サービスの提供の ための条件、電話番号情報の取扱等について規定
フランス	電気通信規則法及び関連デクレ(政令 (1999年)	通信内容の秘密の保護、電話番号情報の取扱、発信番号通知サービス提供のための条件、その他データの収集・利用・外部提供に関する事項について規定

#### 第6節 情報通信高度化の環境整備

### 1 電気通信利用環境の整備

### (4)電子署名・認証業務

- ネットワークを利用した社会経済活動の一層の促進のために

近年のインターネット普及に伴い、電子商取引を はじめ、金融、教育、医療・福祉、行政等様々な社 会経済活動がインターネット上でも行われるように なりつつある。インターネットはオープンなネット ワークであるため、相手方と対面せずに誰とでも情 報のやりとりができる便利な一面を持っているもの の、相手方が本当に本人であるのか、やりとりして いる情報の内容が途中で改ざんされていないか確認 することが必要となる。そのための有効な手段とし て、電子署名と認証業務がある。電子署名は、電子 文書を作成した者を示すための措置であり、認証業 務は、電子署名を行った者を証明する業務である。 電子署名には、用いる技術に応じて様々な方式があ るが、公開鍵基盤 (PKI: Public Key Infrastructure) に基づくものが、現在広く利用されている(図表)

総務省、法務省及び経済産業省の3省の共管によ リ平成13年4月から施行されている「電子署名及び 認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という。)」 は、国民による電子署名の円滑な利用を確保するこ とにより、電子商取引をはじめとするネットワーク を利用した社会経済活動の一層の促進を図ることを 目的としている。主な内容として、 本人が行った 電子署名が付された電子文書等について手書き署名 や押印が付された紙文書と同様の法的効力を認める、

特定認証業務(電子署名が省令で定める安全基準 に適合するものについて行われる認証業務) に関し、 本人確認方法や業務設備等が一定の水準を満たすも のについて国による任意的な認定制度を導入し、認 証業務についての信頼性の目安を国民に提供するこ とが挙げられる。平成14年3月末現在で、6件の特定 認証業務が認定されている。

また、グローバルな電子商取引等を促進する上で、 電子署名及び認証業務の国際的な利用についての環 境整備が不可欠となることから、電子署名法では、 外国における特定認証業務の認定制度の導入や認定 基準等について国際的な整合性を確保することによ り、電子署名の活用や認証業務の展開が国際的に可 能となるよう規定されている。平成13年1月に締結 された「日・シンガポール新時代経済連携協定」の 中でPKIの相互運用性確保が取り上げられ、自国に おいて認定を受けている認証事業者が相手国政府へ 認証業務の認定を申請した場合には、両国で定める 手続きに従って認定手続の簡素化を図ることとなっ ている。

今後は、電子署名や認証業務について広く国民に 認知してもらうとともに、電子署名の利便性ばかり でなく、電子署名が持つ法的重要性を認識してもら うことが必要であり、国としても広報活動等を通じ た普及啓発を続けていくこととしている。また、技 術の進展が目覚ましいこともあり、電子署名の安全 性を維持しつつ認定に係る基準の細目についても、 適宜対応していくこととしている。

また、携帯電話に代表されるモバイル・インター ネットの利用は、世界において日本が最も普及して おり、携帯電話を利用した電子商取引であるモバイ ルコマースの安全・信頼性を確保するモバイルシス テムにおけるPKI技術の在り方について、国際標準 化に向けた提案を、アジア諸国と協力してITU-T (国際電気通信連合 電気通信標準化部門: International Telecommunication Union-Telecommunication Standardization Sector ) に対 して行ったところである。モバイル・インターネッ トの利用が最も普及している日本が、モバイルコマ ースの世界的な普及に貢献することも重要な役割と なっている。

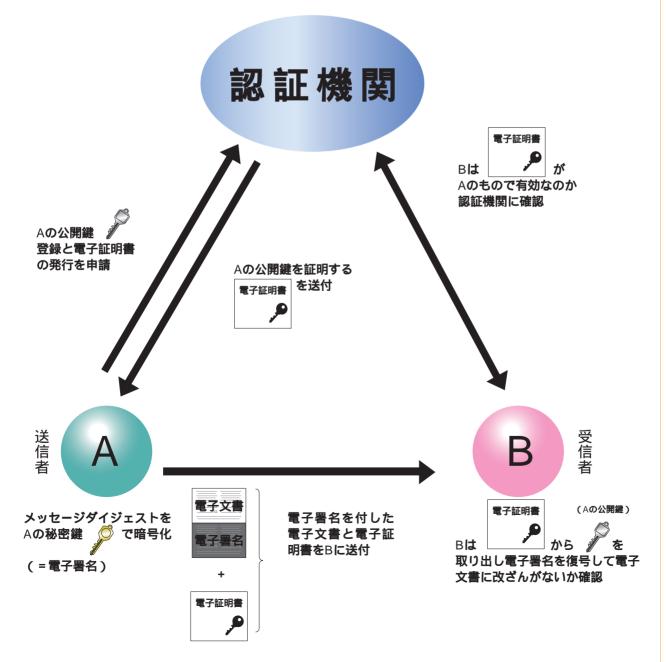
さらに、ネットワークを利用した社会経済活動において不可欠な情報セキュリティを確保するためには、客観的にその安全性が評価され、実装性に優れた暗号技術を採用することが重要であることから、総務省及び経済産業省は共同で平成13年5月より「暗号技術検討会」を開催し、電子署名法等に基づいて利用される暗号技術、電子政府で利用される暗

号技術、国際標準化に関連する暗号技術の評価等を 行い、同14年4月に「2001年度報告書」を公表した ところである。

なお、同検討会については、2002年度においても 引き続き暗号技術の評価等を実施し、2002年度中に 電子政府における調達のための、推奨すべき暗号の リストを作成する予定である。

図表 PKIに基づく電子署名と認証業務のイメージ

利用者Aの真偽を確認 して電子証明書を発行



### 第6節 情報通信高度化の環境整備

### 1 電気通信利用環境の整備

## (5) 電気通信サービスに関する苦情・相談等

- インターネット・パソコン通信に関する苦情・相談等が急増

し、同センター及び地方総合通信局等において、電 気通信サービスに関する利用者からの苦情・相談等 を受け付けている。寄せられた苦情・相談等につい ては適宜分析を行った上で、必要に応じて各種広報 活動等を通じた利用者等への情報提供や、電気通信 事業者等への所要の指導・要請等により、利用者が 安心して電気通信サービスを利用できるよう、電気 通信サービスの利用環境の整備を推進している。

### (1) 苦情・相談等の受付件数(図表)

電気通信消費者相談センターに寄せられた平成13 年度の苦情・相談等の受付件数は、7.383件で、平 成12年度の約1.6倍(約56%増)となった。また、 地方総合通信局等に寄せられた苦情・相談等を合わ せた総受付件数は、13.581件と初めて1万件を超え、 平成12年度の約2.2倍(約115%増)になっている。

(2) 苦情・相談等のサービス別分類・内容別分類 (図表 、 )

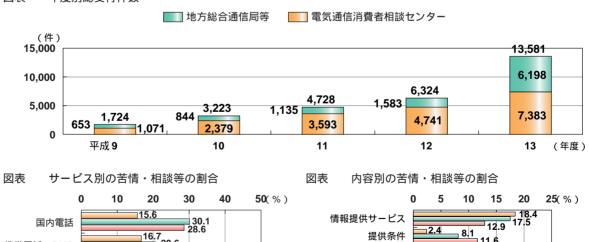
総務省では、電気通信消費者相談センターを設置 通信サービス別にみると、平成13年度においては 「インターネット・パソコン通信」(46.6%)に関す る苦情・相談等が急増している。また、内容別にみ ると、「利用停止・契約」(20.5%)、「情報提供サー ビス」(18.4%) に関する苦情・相談等が多くなっ

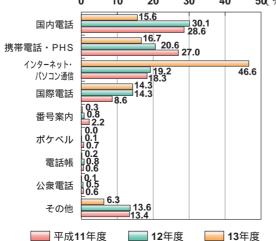
#### (3) 平成13年度の特記事項

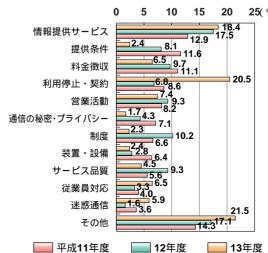
平成13年度に目立った苦情・相談等としては、 DSL ( Digital Subscriber Line ) 関係のトラブルに 関するもの(2,990件)、国際情報提供サービスに関 するもの(883件) マイラインに関するもの(336 件》 迷惑メールに関するもの(198件) 携帯電話 でのいわゆる「ワン切り」に関するもの(190件) 等が挙げられる。総務省では、それぞれの問題につ いて、利用者への注意喚起、関連の電気通信事業者 等への指導・要請、対応策検討のための研究会の開 催等必要な措置を講じているところである。

苦情・相談等の受付総数に占める構成比率を電気









### 1 電気通信利用環境の整備

### (6)電気通信サービスモニター制度

- 電子商取引について個人情報の管理の徹底が必要

総務省は、利用者が安心して電気通信サービスを 利用することができるよう、電気通信サービスに関 する利用者の意見・要望を幅広く聴取し、今後の電 気通信行政に反映させることを目的として、平成6 年度より電気通信サービスモニター制度を実施し、 その一環として、モニターに対して毎年度2回のア ンケート調査を実施している。

平成13年度の第2回アンケート(平成14年2月実施)では、電気通信サービスの利用に関する情報提供、インターネットの利用と電子商取引について調査を行った(図表 、 )。

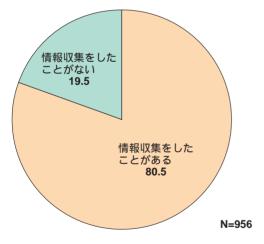
(1) 電気通信サービスの利用に関する情報提供

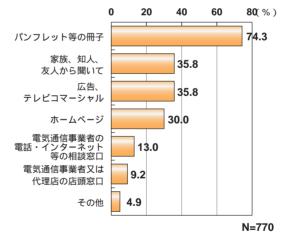
電気通信サービスを利用するにあたって、提供条件や料金プラン等の情報収集をしたことがある人は80.5%となっており、情報収集方法でもっとも多かったのは、「パンフレット等の冊子」となっている。

電気通信サービスを選択する際に一番入手したい情報としては、「サービスの正確な内容」と回答した人が39.6%ともっとも多く、次いで、「料金における他社との比較」と回答した人が33.4%だった。また、電気通信事業者の役割・責任の在り方については、「消費者にアドバイスできるような人材の育成に努めるべき」と回答した人が59.1%ともっとも多かった。

図表 平成13年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査結果(抜粋) (参考)アンケート発送数:1,000、回収数:956、回収率:95.6%)

i 電気通信業者の選択の際の提供条件や料金プラン 等の情報収集の実施状況 ii 情報収集の方法



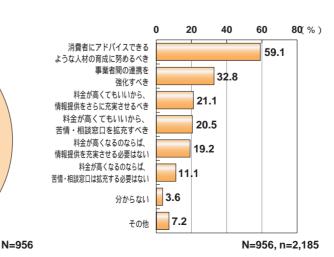


iii電気通信サービスを選択する際に一番入手したい 情報

その他

アフター での他 0.8
利用方法 5.8
6.5
サービスにおける サービスの 正確な内容 39.6
13.9
料金における 他社との比較 33.4

ⅳ電気通信事業者の役割・責任の在り方



#### (2) インターネットの利用と電子商取引

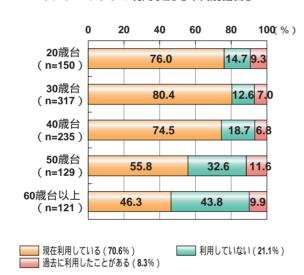
インターネットを現在利用している人は全体で70.6%であり、年代別にみると50歳台、60歳台以上では率が低くなっている。インターネットを利用している人のうち、電子商取引を利用したことがある人は46.7%であり、年代別にみると年代が上がるにつれて率が低くなっている。

また、今後の電子商取引の利用意向としては、利

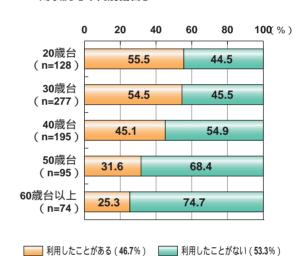
用したいと「思う」人が30.1%であり、「やや思う」 人とあわせて半数以上の人が利用したいと考えている。また、電子商取引に関する要望事項としては、7割を超える人が、「個人情報の管理をしっかりしてほしい」、「責任の所在をはっきりさせて欲しい」、「データが漏れることのないようにしてほしい」という要望を持っている。

図表 平成13年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査結果(抜粋)

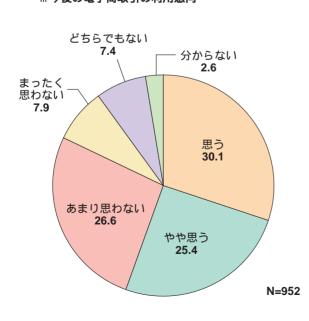
### i インターネットの利用状況【年代別割合】



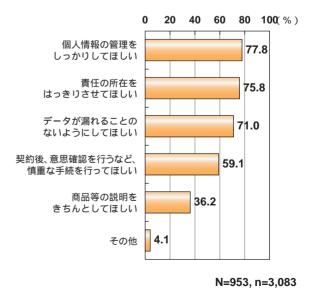
## ii インターネットでの商品購入等の電子商取引の利用状況【年代別割合】



### iii今後の電子商取引の利用意向



### iv電子商取引に関する要望事項



### 2 安全・信頼性の向上及び危機管理対策の推進

### (1) 不正アクセスへの対応

- ウイルス、ハッカーへの対策

#### (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

対面により相手を識別できる現実社会における情報のやり取りと異なり、インターネット上のサイバースペースにおける利用権者の識別は、コンピュータのアクセス制御機能(利用権者をID・パスワード等の識別符号により識別し、識別符号が入力された場合にのみその利用を認めることとする機能)に依存している。相手の見えないインターネット上での情報交換を安心して行うためには、このコンピュータのアクセス制御機能による利用権者の識別が正常に機能しているということが大前提となっている。

サイバースペースにおける利用権者の識別に対する社会的な信頼を侵すこととなる「不正アクセス行為」は、サイバースペースにおける情報交換の安全・信頼性の前提を崩すものであり、これを放置することは、高度情報通信社会の健全な発展を大きく阻害することとなる。

そこで、電気通信に関する秩序の維持を図り、高度情報通信社会の健全な発展に寄与するために、警察庁、郵政省(現総務省)及び通商産業省(現経済産業省)の3省庁共管により、平成11年8月に「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(通称:不正アクセス禁止法)」を公布し、平成12年2月(一部については平成12年7月)から施行されている。不正アクセス禁止法においては、不正アクセス行為の禁止・処罰について規定するとともに、不正アクセス行為を受ける側である「アクセス管理者」に防御措置の実施を求め、アクセス管理者が防御措置を適切に実施できるよう行政が援助することとし、これにより不正アクセス行為の防止を図ることとしたものである。

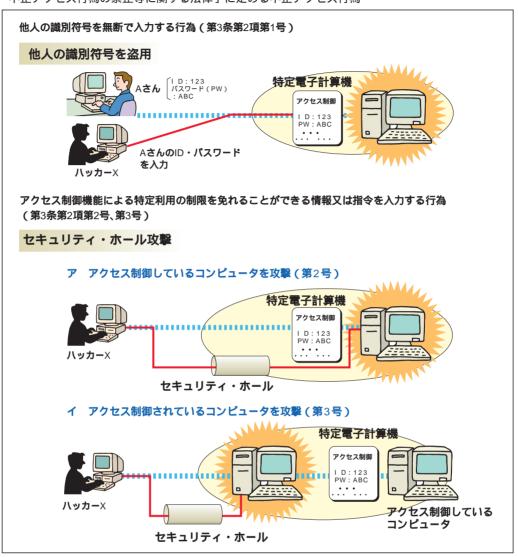
同法においては、図表 に示す3類型の行為を不正アクセス行為として禁止・処罰するとともに、他人の識別符号を無断で第三者に提供する行為も禁止・処罰することとしている。また、国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、毎年少なくとも1回、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発状況を公表することとし、不正アクセス行為が行われにくい環境の構築に資することとしている。

#### (2) 不正アクセス対策促進税制

インターネットの急速な普及により、様々な社会経済活動がネット上で容易に行われるようになり、我が国に計り知れない恩恵をもたらした。他方で、インターネット上のサイバースペースには、不正アクセス等の各種脅威が存在している。情報セキュリティ対策を講じることなくインターネットを利用することは、自らのシステムを脅威にさらすだけでなく、DDoS (Distributed Denial of Service)攻撃の「踏み台」として利用されるなど、ネットワーク全体のセキュリティに害を及ぼすことにもなる。社会経済活動がインターネットへの依存度をますます深めていく中にあって、情報セキュリティの確保は極めて重要な課題となっている。

しかしながら、我が国においては、情報セキュリティ対策に不可欠なファイアウォール装置の普及率は高いとはいえない状況にある。したがって、税制支援措置を講じることにより、ファイアウォール装置の普及を促進し、我が国におけるインターネット利用環境の安全性の確保を図ることが必要である(図表)。

#### 図表 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」に定める不正アクセス行為



#### 図表 不正アクセス対策促進税制の概要

#### 国税 (所得税・法人税) 地方税(固定資産税) 対象者 個人事業者又は法人 (中小企業のみ) 個人事業者又は法人 (中小企業のみ) 対象設備 対象設備 ファイアウォール装置 ファイアウォール装置 (180万円以上のものに限る) (総務省地方総合通信局の承認を受けたものに限る) ファイアウォール装置を取得した場合、所得税又は ファイアウォール装置を取得した場合、固定資産税 法人税について取得価額の15%の特別償却が認めら について取得後5年分についての課税標準を4/5に れる。 圧縮することが認められる。 税制支援措置適用期間 税制支援措置適用期間 平成14年4月1日から16年3月31日 平成14年4月1日から16年3月31日

なお、本件税制支援措置におけるファイアウォール装置とは、「不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するもの」(租税特別措置法施行規則第 5 条の 16 第 5 項、同第 20 条の 11 第 11 項及び地方税法施行規則附則第 6 条第 90 項参照)とされており、「装置」とされていることから対象はハードウェアに限られる

### 2 安全・信頼性の向上及び危機管理対策の推進

### (2)サイバーテロ対策

- 情報通信ネットワーク・システムに対する攻撃への対処

インターネットをはじめとする情報通信が国民社会に浸透するのに伴い、情報通信システムに対する攻撃等、いわゆる「サイバーテロ」に対する脅威が増してきている。そこで、政府においては、平成12年12月、情報通信ネットワークや情報システムを利用した国民生活や、社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性のある攻撃から重要インフラを防護することを目的として、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」を策定した(図表)。さらに、平成13年10月には、同計画に基づき、「サ

イバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制につい て」を策定、サイバーテロ発生時における政府と事 業者との連絡体制等について定めている。

また、平成13年9月11日に米国において起こった 同時多発テロに対応し、政府は同年10月8日緊急テロ対策本部を設置するとともに、同日、緊急対応措置を決定した。ここでは、我が国国民の安全を確保するため、情報通信インフラを含む国内重要施設等の警戒警備強化についても定めており、総務省としても必要な対策等を講じたところである(図表)

図表 重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画(概要)

#### 1 目的

いわゆるサイバーテロなど、情報通信ネットワークや情報システムを利用した、国民生活や社会経済 活動に重大な影響を及ぼす可能性があるいかなる攻撃からも重要インフラを防護する

#### 2 対象とする重要インフラ分野

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス(地方公共団体を含む)

#### 3 官民におけるサイバーテロ対策

#### (1)被害の予防(セキュリティ水準の向上)

被害を予防するため、その前提として、対象となる重要インフラの情報システムのリスク分析を行い、情報システムの重要度に応じた対策を講ずることによって、恒常的に各重要インフラ分野のセキュリティ水準の向上を図る

#### (2) 官民の連絡・連携体制の確立・強化

をキュリティ情報(セキュリティ改善に必要な情報)及び警報情報(サイバー攻撃の発生情報等の警戒や緊急対処に必要な情報)の共有、予防・対処等を連携して行うための官民における体制の確立・強化を図る

### (3)官民連携によるサイバー攻撃の検知と緊急対処

各重要インフラ分野においてサイバー攻撃を受けた場合又はそのおそれがある場合の対応策を定めるとともに、官民全体で対処能力の強化を行う

### (4)情報セキュリティ基盤の構築

サイパーテロ対策を進めていくため、人材の育成、研究開発、普及啓発、法制度の整備等の情報セキュリティ基盤の構築を推進する

### (5)国際連携

サイバー攻撃は、国境を越えて行われる可能性があることから、このような攻撃に適切に対 処するため、国際的な連携を推進する

#### 4 行動計画の見直し

この行動計画は、官民の連絡・連携体制の確立を中心として取りまとめた初めてのものであり、政府は、この進捗を踏まえ、定期的及び必要に応じ見直しをする

#### 図表 総務省における緊急テロ対策の実施状況(情報通信関係)

主要な電気通信事業者に対して、ファクシミリ文書により要請	(H13.10.8)
緊急テロ対策本部決定を踏まえ、改めて公文書により要請	(H13.10.9)
米国政府からのテロ攻撃予告情報を踏まえ、ファクシミリ文書	により要請
	(H13.10.30)

主要な放送事業者及びケーブ ルテレビ事業者に対して、サ イバーテロ対策を含めた施設・ ネットワークの保安確保措置 の徹底を図るよう要請

主要な電気通信事業者に対し て、サイバーテロ対策を含め た施設・ネットワークの保安確 保措置の徹底を図るよう要請

> NHK、民放キー局、主要なケーブルテレビ事業者及び(社)日本民間放 送連盟に対し、放送システムの安全性・信頼性の確保について緊急要請

> > (H13.10.8)

平成14年3月末現在

以下の放送事業者等に対し、「放送システムの安全性・信頼性の確保につ いて」文書により要請 (H13.10.9)

NHK 及び放送大学学園 / 地上系一般放送事業者 (193 社) / BS テレビ ジョン放送事業者(8社)及びBS 受託放送事業者(1社)/(社)日 本民間放送連盟及び(社)日本ケーブルテレビ連盟

通 じた在外邦人への情報提供等 信 に努めるよう要請 関

監視体制の強化

愭

報

係

NHKに対して、国際放送を通 NHK に対し、「国際放送を通じた在外邦人への情報提供等について」文書 により要請 (H13.10.9)

国内テロ対策に関連した電波 総合通信基盤局において、主な航空用の無線通信について 24 時間の自動記 録を実施するとともに、緊急時の連絡体制を強化

国際電気通信事業者に対し、 アフガニスタン及びその周辺 諸国との間の国際通信回線の 確保の要請

国際通信を取り扱う主な電気通信事業者(4事業者)に対して、ファクシ ミリ文書により要請 (H13.10.8)

緊急テロ対策本部決定を踏まえ、改めて公文書により要請 米国政府からのテロ攻撃予告情報を踏まえ、ファクシミリ文書により要請

(H13.10.30)

保

非常時における無線通信の確 全国の総合通信局に対し、非常無線通信の確保及び臨機の無線局免許を徹底 するよう改めて電話で指示 (H13.10.8)

サイバーテロ防止のための高|サイバーテロ防止のための高機能ネットワークセキュリティシステムを独立 機能ネットワークセキュリテ|行政法人通信総合研究所に整備し、サイバーテロへの対処能力を強化

ィシステムの整備 サイバーテロ対策

総務省情報セキュリティポリシーの策定 (H13.2) ファイアウォールの強化、ウイルス対策強化 (H13.1)

(省内システム関係)

省内システムに対するサイバーテロ等の24時間監視 (H13.1)

関連サイト:重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画

(http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/taisaku/2000\_1215/1215actionplan.html)

サイバーテロ対策に係る官民の連絡・連携体制について

( http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/suisinkaigi/dai4/terotaisaku.html)

### 2 安全・信頼性の向上及び危機管理対策の推進

### (3)電気通信設備の重大事故と対策

- 情報通信ネットワークの安全性の確保に向けて

情報通信ネットワークが高度化し、国民生活や社会経済活動のネットワークへの依存が一層高まる中で、情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保が重要になってきている。

こうした中、平成13年10月から本格的な商用サービスが開始された「第3世代移動通信システム」では、従来の数十倍以上の高速データ通信伝送が可能となり、本格的なモバイルeコマースをはじめとする高速インターネットの利用が急増することが予想されている。これにより、ネットワークの一層の安定性向上が求められるとともに、増大が懸念される不正アクセス等の脅威に対する情報セキュリティ対策を強化する必要がある。そこで、総務省では平成13年6月から「第3世代移動通信システムの安全・信頼性に関する研究会」を開催し、同システムの安全・信頼性の向上に資するための方策等の検討を行い、同年12月には最終報告書が取りまとめられた。

研究会の提言を踏まえ、「情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準 (ガイドライン)」にネットワー クの一層の安全性向上策や迷惑メールへの技術的対応策、携帯電話端末への不正プログラムの侵入を回避するための利用者への周知等の基準を追加した。

平成13年度には、台風に伴う大雨等の自然災害が 発生し、その影響による商用電源の停止、伝送ケー ブル切断などにより携帯電話等のサービスが停止し た。また、モバイルインターネット接続サービスに おけるシステムの装置故障を原因とする電気通信事 業法に定める重大な事故又はそれに準ずる規模の事 故が多発した(図表)。

総務省では、電気通信設備の事故の発生状況や発生要因、対応策等を確認するため、必要に応じて実地調査を行い、電気通信事業者に対し再発防止に必要な指導を行うとともに、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に基づく対策の実施を求める等、今後も利用者が安心して電気通信サービスを利用できるよう電気通信の安全・信頼性確保に努めていくこととしている。

図表 平成13年度の電気通信分野における主要事故事例

障害日時	事業者名及び障害地域	事故概要	障害の影響	原因
<b>発生:</b> H13 4/29 17:30- <b>復旧: 同日</b> 20:20	NTTドコモ四国 高知県の一部	携帯電話及び無線呼出サービスが利用不能	約5万加入	伝送路設備の 故障
<b>発生:</b> H13 5/10 12:52- <b>復旧: 同日</b> 15:40	NTTドコモ東海 静岡県の一部	iモード、DoPa <b>サービスが</b> 利用不能	約14万加入	交換機の故障
<b>発生:</b> H13 5/12 1:00- <b>復旧: 同日</b> 5:15	KDDI 茨城県、栃木県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県	CdmaOne携帯電話のパケット通信サービスが利用不能	約120万加入	ルータの故障
<b>発生:</b> H13 9/9 18:30- <b>復旧:</b> 9/10 1:37	KDDI 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	CdmaOne携帯電話のパケット通信サービスが利用不能	<b>約</b> 178 <b>万加入</b>	認証サーバーの故障
<b>発生</b> : H13 9/14 4:26- <b>復旧</b> : 9/15 0:08	KDDI 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県	CdmaOne携帯電話のパケット通信サービスが利用不能	<b>約</b> 16 <b>万加入</b>	加入者情報等を収容するサーバーの故障
<b>発生:</b> H13 9/19 18:18- <b>復旧: 同日</b> 23:44	ジェイフォン東日本 埼玉県、千葉県及び東京都 の一部	携帯電話サービスが利用不 能	約40万加入	電源装置の故障
<b>発生:</b> H13 9/24 2:29- <b>復旧: 同日</b> 10:42	KDDI 静岡県	CdmaOne携帯電話のパケット通信サービスが利用不能	約15万加入	伝送装置の故 障
<b>発生:</b> H13 10/15 22:50- <b>復旧:</b> 10/16 3:54	日本テレコム 全国(北海道及び東北地区 を除く)	専用回線が停止	約1万加入	電源装置の故障
<b>発生:</b> H14 1/7 15:42- <b>復旧: 同日</b> 20:31	KDDI 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県	CdmaOne携帯電話のパケット通信サービスが利用不能	約13万加入	加入者情報等を収容するサーバーの故障

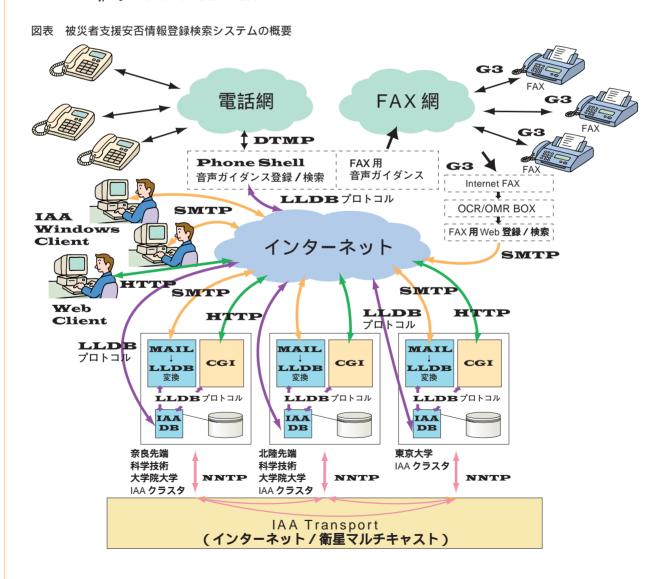
- 2 安全・信頼性の向上及び危機管理対策の推進
- (4)被災者支援安否情報登録検索システム(IAA)
  - 災害時の被災者安否情報をインターネット上で検索可能に

インターネットは、大規模災害が起きた場合の情 報ネットワークインフラとしても活用が期待されて ネットワークが分散管理型で形成されてい るため、一部に障害が発生した場合にも自動的に迂 回路を経由して情報が伝達される、 単一の情報に 多数の人が同時にアクセスできる、等の点において 電話等の通信ネットワークよりも優れていると考え られる。

被災者支援安否情報登録検索システム(IAAシス テム: 'I am alive 'に由来) は、WIDEプロジェクト ライフラインワーキンググループ(http://www. iaa.wide.ad.jp/) が平成7年に開発に着手したもので

あり、平成11年からは独立行政法人通信総合研究所 でも共同で開発が行われている。このシステムを用 いると、大規模災害等が発生した際に、インターネ ットを用いて容易に災害安否情報を収集でき、また、 インターネットが使えない環境からでもプッシュホ ンやFAXにより安否照会が可能である。

同システムは現在開発中であるが、平成12年4月 には有珠山火山活動の被災者への支援として、また 同年6月には三宅島火山活動の被災者への支援とし て、試験運用され、平成13年9月に起きた米国同時 多発テロにおいても同実験システムが利用された。



関連サイト: IAA被災者支援システム http://iaa.ohnolab.org/ia/ 独立行政法人通信総合研究所 http://www.crl.go.jp/overview/index-J.html

動

### 3 情報バリアフリー環境の整備

- (1)障害者・高齢者に配慮した情報通信機器・サービスの開発・普及
  - 年齢・障害面でのデジタル・ディバイド解消に向けて

総務省では、年齢・障害面でのデジタル・ディバイドの解消に向け、障害者・高齢者の様々な障害に対応できる通信・放送システムを実現するための取組を実施している。

(1)高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実 研究開発助成金

総務省(旧郵政省)では、平成9年度より、障害者・高齢者の利便の増進に資する通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等に対し、通信・放送機構を通じて、研究開発経費の一部を助成している。平成13年度には8件の事業に対し、助成金を交付した。

(2)身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発 等の推進

総務省では、平成13年度より、電話リレーサービスなど、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」の「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」に該当する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、通信・放送機構を通じて、その実施に必要な資

金を助成しており、平成13年度には7件の事業に対し、助成金を交付した。また、これらの役務の提供 又は開発に関する通信・放送機構の情報提供業務を 拡充している。

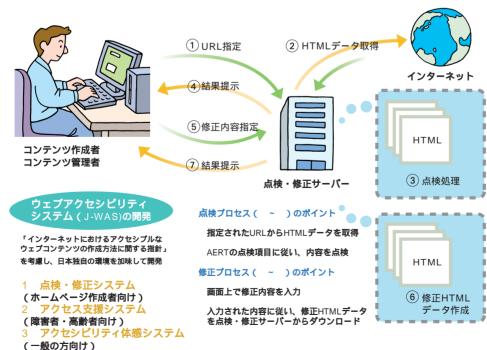
(3) 高齢者の自立・社会参加を支援する情報通信 システムの開発・展開

総務省では平成11年度から、地方公共団体等の協力を受けて、質の高い福祉サービスの効率的な提供と、障害者・高齢者の自立・社会参加を可能とする情報通信システムの研究開発を実施している。

(4) 高齢化社会における情報通信の在り方、支援 に関する研究

総務省では、平成12年度に、障害者・高齢者等が、ホームページの情報を容易に利用できるよう、ホームページの問題点を点検・修正するシステム(ウェブアクセシビリティシステム)を開発し、制度面・運用面の課題等について調査研究を行った(図表)、平成13年度には、これを受け、全国各地のシニアネット、障害者団体や一般のモニターの協力を受け、システムの実証実験等を実施した。

図表 ホームページの問題点を点検・修正するシステム



### 第6節 情報通信高度化の環境整備

### 3 情報バリアフリー環境の整備

### (2)視聴覚障害者向け放送番組の充実

- 視聴覚障害者のアクセス機会均等化を支援

視聴覚障害者向け放送の充実を図っていくことは、 放送を通じた情報へのアクセス機会の均等化を実現 する上で重要な課題である。特に聴覚障害者に対し ては、加齢に伴う難聴者も相当数存在すると推定さ れ、今後、高齢化が進展していく中で更に増加する ものと考えられる。

そこで総務省では、平成9年度に放送法等を改正 し、字幕放送等の努力化を図るとともに、平成19年 度までに字幕付与可能なすべての放送番組に字幕を 付与することを目標とした「字幕放送の普及目標」 を策定・公表し、字幕拡充の取組を推進している。 字幕付与可能な総放送時間に占める字幕放送時間は 年々増加しており、更なる取組への努力が期待され ている。

#### (1)字幕番組・解説番組等の制作促進

「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」(通称:身障者法)に基づき、平成5年度から、字幕番組等を制作する者に対し、通信・放送機構が所要経費の2分の1を上限に助成している。平成13年度においては、約4億5,000万円を助成している。

### (2) 視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の研究 開発

通信・放送機構では、視聴覚障害者向け放送ソフト制作技術の研究開発を実施しており、平成8年度から12年度にかけて、ニュース(録画)や情報番組等の要約等、内容を要約しやすいジャンルで、かつ音声がすべて原稿化されている番組を対象として、字幕を自動的に制作・付与するシステムの研究開発

を実施した。平成12年度においては、実用化に近い 実証システムを構築し、厚生労働省と連携してその 評価を行った。現在は、平成15年度を目途に、ほぼ すべての録画番組を対象として、音声がすべて文字 化された原稿がない場合でも、短時間で自動的に字 幕を付与できるシステム実現のための技術確立を目 指して研究開発を行っているところである。

### (3)次世代字幕研究会

総務省では、効率的な字幕制作の方策、生番組への字幕付与の見通し等今後の字幕制作の在り方について検討し、通信・放送の融合が進展するデジタル時代を見据えた字幕拡充を推進するため、平成13年9月から「次世代字幕研究会」を開催し、平成14年4月に報告書が取りまとめられた。

本報告書においては、字幕コンテンツの拡充のため、放送事業者が自ら作成した字幕拡充計画を着実に推進するとともに、目標値の見直しを図ること、アナログ放送で字幕付与している番組にはデジタル放送でも字幕付与を行い、デジタル放送独自番組への積極的な字幕付与を行うこと、また、字幕放送受信機の普及のためアナログ放送受信機を容易に入手できる体制を整備し、デジタル放送受信機を容易に入手できる体制を整備し、デジタル放送受信機すべてに字幕放送受信機能を搭載すること等が提言され、さらに行政の役割としてデジタル放送における字幕コンテンツの拡充方策を受けて、必要に応じ「字幕放送の普及目標」の見直しを行うこと、字幕コンテンツの制作支援を引き続き推進すること、字幕拡充のため字幕コンテンツ、受信機のPRを実施すること等が求められた。

### 4 電波利用環境の整備

### (1)適切な電波監理

- IT社会における適切な電波環境の実現に向けて

総務省では、健全な電波利用環境を維持するため、 電波利用料を用いて不要電波問題や不法・違法無線 局問題の対策等電波の適正利用の推進に積極的に対 応している。

#### (1) 電波利用料制度

高度情報通信社会の進展に伴い、電波の利用もあ らゆる分野に及ぶとともに、増大かつ多様化の一途 をたどっており、円滑な電波利用を確保するために は、 有限な資源である周波数のひっ迫への対応、

不法無線局急増への対応等の課題に対して、早急 かつ的確な対処が必要となってきている。

このような状況を踏まえ、混信や妨害のない安定 的な電波環境を維持するとともに、免許事務の機械 化や能率的な電波利用の促進により無線局の急増に 対処するなど、電波の適正な利用のより一層の確保 を目的に、無線局全体のための共益的な行政事務の 費用を当該事務の受益者である免許人全体で負担す る電波利用料制度が、平成5年4月より導入された 電波利用の拡大に伴う行政事務量増大への対応、 (図表)

図表 雷波利用料の概要

電波利用料の使途:電波利用料は、電波法において次の費用に充てることとされている。

電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

総合無線局管理ファイルの作成及び管理

電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について、無線設備の技術 基準を定めるために行う試験及びその結果の分析

特定周波数变更対策業務

その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的 として行う事務

電波利用料の額:無線局を電波の利用形態に応じて10区分に分け、それぞれの年額を電 波法で定めている

携帯電話端末等(包括免許の無線局) 【電波利用料額の例】 540円

> 携帯電話、PHSの基地局等 5.500円 人工衛星局 24,100円 放送局 23,800円 アマチュア局 500円

電波利用料の予算額:歳入予算額 451億円/歳出予算額 524億円 (平成13年度)

歳入予算額 504億円/歳出予算額 527億円 (平成14年度)

#### (2)不要電波問題対策

電波利用の拡大、各種電子・電気機器の普及に伴 い、機器・システムが他の機器・システムから電磁 的な妨害を受けることが大きな問題となっている。 総務省では、平成12年度から「電子機器から漏えい する電波の三次元可視化技術の研究開発」を行って きた。現在、電子機器から漏えいする電波に対して は、その発生部位や発生状態が把握できないため、 経験を基にした試行錯誤的な対策がとられている。 このような問題を抜本的に解決するために、電子機 器から漏えいしている電波の状況を三次元の画像と して表示することによりその発生状況を把握できる 技術(電波カメラ)の研究開発を実施している(図 表 )。平成12年度には、高精度電波センサーの試 作及びホログラムを得るための走査方法の開発に関 する従来技術の調査検討等を実施、平成13年度から、 高精度アレイ化センサーの開発、画像処理技術の開 発等を実施している。

#### (3) 不法・違法無線局対策

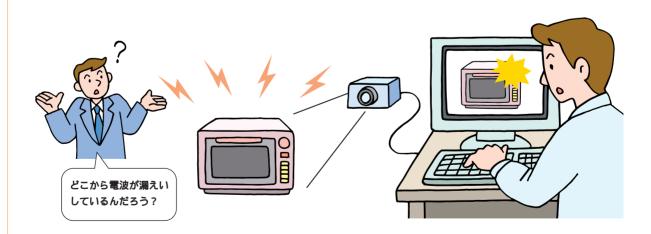
電波利用の拡大とともに、不適正な利用も増大して電波利用における障害が多発している。このため、不法無線局の探査等を効果的に行うための電波監視システム(DEURAS: Detect Unlicensed Radio Stations)の整備を平成5年度から進めて電波監視活動を強化するとともに、捜査機関との不法無線局の共同取締を実施している。また、不法・違法無線局の未然防止策として、周知啓発活動の強化や基準不適合設備の製造販売の防止等に取り組んでいる。

また、衛星通信については、近年、軌道及び周波数の使用状況が高密度化し、混信等の発生が現実化しているため、平成10年度から、宇宙電波監視施設を整備し、静止衛星のL、Ku、Ka帯ダウンリンクの監視を開始し、平成11年度に監視対象とする周波数をS、C帯にも拡張している。

図表 電子機器から漏えいする電波の三次元可視化技術の研究開発

これまでの EMC 対策

これからの EMC 対策



漏えい電波の発生状況が把握できない 障害の対策が試行錯誤的で非効率

漏えい電波の発生状況が容易に把握でき、 効率的な障害除去対策を実現 障害除去対策の省コスト化

### 4 電波利用環境の整備

### (2)電波の与える影響

### - 人体電波防護対策

昨今の携帯電話等の急速な普及に伴い、無線設備が生活圏の付近に整備されるようになり、これらの無線設備から発射される電波が人体に好ましくない影響を及ぼすのではないかという懸念が提起されるようになっている。そこで、総務省では無線通信に用いられる電波について、それが人体に好ましくない影響を与えないための適切な基準の策定及び継続的な研究等を実施している。

#### (1)携帯電話端末等への電波防護規制の導入

平成9年4月に、携帯電話端末等の身体に近接して使用される無線機器に適用される電波防護指針(局所吸収指針:比吸収率で規定)が策定され、無線機器の製造等におけるガイドラインとして活用されてきた。

他方、携帯電話端末等に対する比吸収率の測定方 法については、これまで複数の方法が開発・提案さ れてきた。欧米の標準化機関では、局所吸収指針の 制度化に使用することを目的として、比吸収率を統 一的に評価するための測定方法について標準化が進 められており、国際電気標準会議(IEC: International Electrotechnical Commission) にお いて、国際標準化が近々完了する見込みである。我 が国においても、比吸収率を統一的な方法で測定し、 評価するための測定方法が求められている。そこで、 安全な電波利用のより一層の徹底を図ることを目的 に、局所吸収指針の制度化に向けて、平成12年5月、 電気通信技術審議会において「携帯電話端末等に対 する比吸収率の測定方法」について諮問し、同年11 月に一部答申を受けている。答申では、人体側頭部 の側で使用する携帯電話端末等に対する比吸収率の 測定方法について統一的な評価方法が提言された。

これを受けて、平成13年3月に電波監理審議会に

対して関係省令の一部改正について諮問したところ、同年5月に諮問のとおり改正することが適当である旨の答申が出され、本答申に基づく「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」の一部改正を行った(平成13年6月1日公布、14年6月1日より施行)。この一部改正により、人体側頭部で使用する携帯電話端末等に対して比吸収率の許容値が規定され、携帯電話端末等を製造するメーカー等に対してこの許容値を遵守することが義務付けられることになった。

(2)電波の人体に対する影響に関する研究等の推進 総務省では、電波の生体への影響を科学的に解明 するため、関係省庁や大学の医学、工学の研究者等 により構成される「生体電磁環境研究推進委員会」 (委員長 上野照剛 東京大学教授)を平成9年度より開催している。

本委員会は、これまでの研究成果によれば、現時 点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、 非熱効果を含めて健康に悪影響を及ぼすという確固 たる証拠は認められないことを発表した(平成13年 1月)

現在は、長期的な電波ばく露による影響調査のための2年間(実験で使用するラットの一生に相当)にわたる長期ばく露実験や、携帯電話端末使用と脳腫瘍との関係についての疫学調査等を実施している。

総務省では、今後も電波の人体安全性に関する研究等を継続し、我が国の電波防護のための基準の根拠となる科学的データの信頼性向上を図るとともに、研究成果を正確に公表することにより、安心して安全に電波を利用できる環境の整備を推進していく予定である。

### 5 メディア・リテラシーの向上

### - 放送分野における青少年とメディア・リテラシーについて

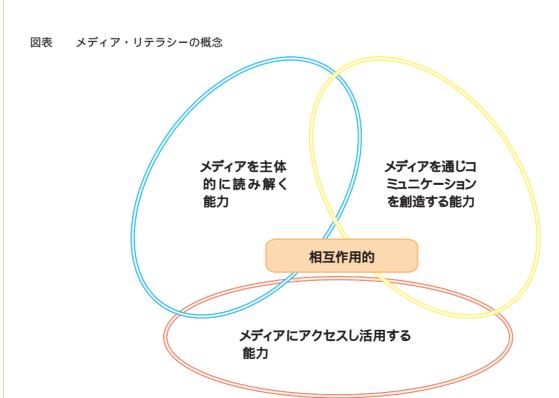
現代社会において、我々はメディアとのかかわり て社会に参画している。現代人にとって、メディア は既に空気のような存在であり、意識されることは 少ない。しかしながら、人々が接する情報が増加・ 多様化し、メディアが我々の意識や思想に与える影 響を無視できない状況にあって、メディアについて 意識し、理解することが情報の送り手・受け手の双 方に求められている。

メディア・リテラシーとは、 メディアを主体的 に読み解く能力、 メディアにアクセスし、活用す る能力、 メディアを通じてコミュニケーションを 創造する能力、特に情報の読み手との相互作用的 (インタラクティブ)コミュニケーション能力が相 材を開発し、平成13年7月から全国の総合通信局に 互補完しあい、有機的に結合したものととらえるこ とができる(図表)

メディア・リテラシーは、メディアとのかかわり において社会を知り、メディアとのかかわりにおいが不可欠なメディア社会において「生きる力」であ り、多様な価値観を持つ人々から成り立つ民主社会 を健全に発展させるために不可欠なものである。メ ディア・リテラシーは、メディア社会に参画するた めのパスポートであり、あらゆる世代が獲得すべき 能力であるといえる。

> 言うまでもなく、「放送」とは、視聴者が存在し てはじめて成立するものであり、放送事業者と視聴 者との間の健全な緊張関係を醸成するためには、視 聴者自らがメディア・リテラシーを向上させること が重要である。

> 総務省ではメディア・リテラシー向上のための教 おいて貸し出しを行い、メディア・リテラシーの育 成を図っている(図表)



おいても昨今大いに議論されており、様々な取組がでいる。 実践されている(図表)。諸外国においては一般

また、現代社会において、メディアを意識し、理に「メディア・リテラシー」、「メディア・エデュケ 解することの重要性は、我が国だけでなく諸外国に ーション」、「メディア・スタディーズ」等と呼ばれ

### 図表 メディア・リテラシー教材

教 材 名	代 表 者
メディア・リテラシーを育む中学校・国語科年間カリキュラム及び実践 事例集 【中学生用】	中村 純子 (川崎市中学・国語同好会)
「テレビ記者の一日」こうしてニュースは、私たちに届く 【中学生用】	林 直哉 (長野県梓川高等学校教諭・東京大学大 学院情報学環メルプロジェクトチーフ プロデューサー)
「メディアタイム」 【中学生用】	【監修】 無藤 隆 (お茶の水女子大学生活科学部人間生 活学科教授) 【企画制作】 村野井 均
「うっきうきテレビたんけん」 【小学生低学年用】	(福井大学教育地域科学部発達科学講座助教授) 駒谷 真美 (お茶の水女子大学生活科学部無藤隆研究室)

#### 図表 諸外国におけるメディア・リテラシー教育に関する取組

国 名	メディア・リテラシーに関する取組
米国	・ほぼ全州のカリキュラムにメディア・リテラシーに関する言及がある ・公共放送(PBS)がメディア・リテラシーに関する番組を制作・放送しているほか、全米放 送事業者協会(NAB)等も、メディア・リテラシーに関する活動に取り組んでいる
カナダ	・1999年秋から全州でメディア・リテラシー教育を義務化した ・カナダ・ラジオ・テレビ・電気通信委員会はコミュニティ・グループによる番組作りの支援 等を行っている
フランス	・初等・中等教育の教育課程にメディア教育に関する言及がある ・公共放送であるラ・サンキエムは、国立教育資料センターと協力して作成したメディア・リ テラシーに関する番組を定期的に放送
英国	・メディア作品の読解や分析等を中心としたメディア・リテラシー教育は、初等・中等教育を 通じて主として母国語の授業の一環として実施